

公立大学法人下関市立大学職員身分証明書規程

平成19年4月1日

規程第32号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学職員（以下「職員」という。）の身分証明書（以下「証明書」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職員の定義)

第2条 この規程において職員とは、公立大学法人下関市立大学職員就業規則第2条第1項第1号に規定する専任職員及び同項第2号に規定する有期雇用職員をいう。

(交付)

第3条 理事長は、職員に対して、様式第1号による証明書を交付する。

2 証明書の有効期間は、交付の日から10年以内で理事長が定める期間とする。

(携帯)

第4条 証明書の交付を受けた職員は、証明書を常に携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

(禁止行為)

第5条 職員は、証明書に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に貸与し、又は譲渡すること。
- (2) 記載事項を改ざんし、又は写真を貼り、若しくは貼り替えること。
- (3) 不正に使用すること。

(再交付)

第6条 職員は、証明書を紛失し、若しくはき損し、又は氏名を変更したとき等は、直ちに身分証明書紛失等届及び再交付申請書（様式第2号）により理事長に届け出なければならない。

2 理事長は、前項の届出があった場合においては、その事実の確認を行うとともに、証明書を再交付するものとする。

(返還)

第7条 職員は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに証明書を理事長に返還しなければならない。

- (1) 証明書の有効期間が満了したとき。
- (2) 第2条に定める職員でなくなったとき。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

公立大学法人 下 関 市 立 大 学 職 員 証 Shimonoseki City University	
写真	職員番号 ○○○○○○
	○○ ○○
	上記の者は公立大学法人下関市立大学の職員であることを証明する
	発行日 年 月 日
〒751-8510 山口県下関市大学町二丁目1番1号 公立大学法人 下関市立大学	

54mm

85mm

年 月 日

公立大学法人下関市立大学
理事長 様

所属 _____

職名 _____

氏名 _____ 印

身分証明書紛失届及び再交付申請書

公立大学法人下関市立大学職員身分証明書規程第6条の規定に基づき、以下の理由により紛失等を届け出るとともに身分証明書の再交付を申請します。

理由（印にチェックし、必要事項を記入のこと。）

年 月 日

- 紛失
- 毀損
- 氏名変更
- その他（ _____ ）

処理欄（ _____ 年 月 日 決裁）
